

役員等報酬規程

社会福祉法人ひまわり会

20230701 版

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

その金額は、常勤役員等が、任命された際に定めることとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 交通費及び車賃については以下の通りとする。

(1) 理事会・評議員会等の会議への出席及びその他の業務に従事する場合

自家用車を使用する場合、会議等の開催場所から自宅までの片道距離に応じ、出席等1回につき下記のとおり支給する。なお、電車、バス等の公共交通機関を利用した場合は、旅費規程第6条の取り扱いに準じるものとする。

| | 0 km 以上 2 km 未満 | 2 km 以上 5 km 未満 | 5 km 以上 15km 未満 | 15km 以上 25km 未満 | 25km 以上 50km 未満 | 50km 以上 |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 交通費 | 100 円 | 200 円 | 600 円 | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 |

(2) 県外の研修及び視察等に参加する場合

交通費は、社会福祉法人ひまわり会旅費規程（以下「旅費規程」という。）第15条の規定において計算し、実費額を支給する。

その際、旅費規程第6条及び第12条における制限はないこととする。

3 宿泊を伴う研修及び視察等に参加する場合の宿泊料は、旅費規程第15条の規定において計算し、実費額を支給する。

その際、旅費規程第12条における制限はないこととする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した月の翌月の10日までに1ヶ月分をまとめて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月24日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

【別表1】

| | | 評議員 | 理事長 | 理 事 | 監 事 |
|--------------------|----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 評議員会・理事会への出席 | | 10,000 円 | 15,000 円 | 12,000 円 | 12,000 円 |
| 監事監査への出席 | | 8,000 円 | 12,000 円 | 10,000 円 | 18,000 円 |
| 会合・研修・行事等への出席 | | | 10,000 円 | 8,000 円 | 8,000 円 |
| 業務のための出勤 | 4時間以上 | 6,000 円 | 8,000 円 | 6,000 円 | 6,000 円 |
| | 1時間以上 4時間未満 | | | | |
| 年間総額 (1人あたりの上限) | | 100,000 円 | 2,700,000 円 | 240,000 円 | 240,000 円 |